**外務省デジタル・ガバメント中長期計画**

**２０１８年６月２８日**

 **２０２２年１２月２３日改定**

**外　務　省**

[I. 基本事項 2](#_Toc122686714)

[１． 目的 2](#_Toc122686715)

[２． 現状と課題 2](#_Toc122686716)

[（１） 領事業務情報システム 2](#_Toc122686717)

[（２） APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等のオンライン化 4](#_Toc122686718)

[（３） 情報管理関連システム 4](#_Toc122686719)

[（４） 人事給与システム 4](#_Toc122686720)

[（５） 在外経理統合システム 5](#_Toc122686721)

[３． 計画目標 5](#_Toc122686722)

[（１） 領事業務情報システム 6](#_Toc122686723)

[（２） APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等 7](#_Toc122686724)

[（３） 情報管理関連システム 7](#_Toc122686725)

[（４） 人事給与システム 8](#_Toc122686726)

[（５） 在外経理統合システム 8](#_Toc122686727)

[II. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項 9](#_Toc122686728)

[１． デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底 9](#_Toc122686729)

[２． 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化 9](#_Toc122686730)

[３． デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備 9](#_Toc122686731)

1. 基本事項

## 目的

本計画は、外務省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた取組について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の基本方針に基づき、デジタル前提の行政サービスを実現することにより、利用者の利便性向上及び行政運営の効率化を達成する目的で策定するものである。

　海外渡航邦人数や海外在留邦人数の増加、海外進出企業の増加、日本への外国人旅行客の誘致、各種国際交流の進展の中、これに関連して外務省が所管する行政手続のうち、特に年間申請件数が多い手続について、業務改革（BPR：Business Process Reengineering）を行うとともに、行政機関同士の情報連携による添付書類の撤廃及びオンライン化の検討を進め、利用者中心の行政サービス改革を実現すると同時に、事務効率や審査等の適切性を向上させる。

　また、我が国をとりまく国際情勢が厳しさを増す中で、デジタル技術の利用を更に促進し、効果的かつ効率的な日本外交を実現する。

　さらに、デジタル・ガバメントを推進する上で必要な取組となっている、プラットフォーム改革、ガバナンスの強化、人材確保・育成、デジタル・ワークスタイルの実現についても積極的に推進し、外務省における内部業務改革・効率化、デジタル改革の基盤整備等の実現を目指す。

## 現状と課題

外務省では、行政サービスに関わる主要施策である領事業務情報システムの整備を中心に、利用者の利便性向上に向けた取組を積極的に進めてきている。

また、国際情勢が目まぐるしく変化する状況の下、限られた人的リソースの中で日本外交を機動的に展開していくために、情報管理関連システムの整備を鋭意進めてきている。

さらに、人事給与をはじめとした官房業務効率化のため、外務省個別システムの運用を継続しつつ、省員の業務負荷軽減のための取組を進めてきている。

1. 領事業務情報システム

ア　外務省が所管している行政手続のうち、年間申請件数が圧倒的多数を占める領事関係手続について、これまでも行政手続等のオンライン化の実現に向けた取組を行ってきており、その結果、在留届の届出手続のオンライン化が実現している。ただし、年間申請件数が非常に多いにも関わらず、未だオンライン化されていない行政手続が存在しており、それら手続についてもオンライン化に向けた検討を進めてきた。

イ　同時に、行政手続等のオンライン化を進めるに当たり、名義人以外の者が行政手続をすることで不正に受けた許認可等の処分により、国際的な信用を失墜する、又は社会的に大きな混乱を引き起こすおそれがあるため、行政手続等のオンライン化を安全かつ確実に推進するために、マイナンバー制度における公的個人認証の仕組み等の活用についても精査・検討を進めてきている。

ウ　旅券： 旅券の発給申請は、これまでは紙の申請書をもって行われており、申請者は、申請時と交付時の2回出頭する必要があった。旅券の発給件数は、コロナ禍前は、年間約400万件以上であったが、申請手続、発給審査は依然として人手に頼った方法で行われていた。そのため、ICT(情報通信技術）を活用し、申請者の利便性の向上と審査事務の効率化を図るべく、2022年4月に旅券法を改正し、また領事業務情報システム改修をおこなった。これにより、2023年3月27日から電子申請が可能となった。

エ　査証：外務省は、これまで訪日外国人旅行者数について2020年に4,000万人、2030年に6,000万人を目指すとした政府目標に向けて、訪日に当たって査証（ビザ）が必要な国に対する戦略的な査証緩和を行い、訪日する外国人数は急増を続けていた。しかしながら、2020年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な人の往来が停滞したことを受け、訪日外国人数は激減した。これに伴い、査証発給数も減少したが、水際対策が緩和されたことにより、今後は査証発給数の増加が見込まれる。インバウンド観光をはじめとする訪日外国人数の増加に対応するため、査証の円滑な発給が求められる一方、訪日外国人の増加が不法滞在者の増加や治安上の問題の原因とならないよう、査証発給審査の更なる厳格化も求められる。このような状況下、在外公館における査証発給体制の整備に努めているが、申請者の利便性向上を図りつつ、増加する査証発給申請者への効率的な対応と審査の厳格化を実現するためには、ICT（情報通信技術）を活用した新たな査証発給業務体制を構築する必要がある。

オ　証明：現在、在外公館では各種証明を在留邦人等に年間約14万件（2020年度）発給しており、申請に際して、証明書の提出先、使用目的、証明内容、本人確認、生存（実在）確認、証明書を必要とする理由及び申請意思等を直接確認していることから原則申請時と受領時の2回出頭を求めている。また、在外公館では手作業により各種証明書を作成している。

申請者の利便性向上と、職員の業務効率化に向けた、手続きの多様性への対応や業務の電子化が課題となっており新たな申請システムの構築を進めている。

カ　マイナンバーカードの在外公館での交付等の検討：

令和6年度（2024年度）中の国外継続利用の開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の実現のため検討を進めている。

キ　領事手数料のクレジットカード決済等の実現：

領事手数料は、旅券、査証及び各種証明書を発行して申請者へ交付する際に、在外公館では現金（現地通貨）、国内旅券事務所では印紙・証紙（一部現金）で徴収しているが、申請者の利便性の向上とオンラインでの手数料納付（電子申請時）を可能とするため、手数料の納付方法を拡充する必要がある。そのため、2022年12月に在外公館で取り扱われる領事事務の手数料につきオンライン上でのクレジットカード決済により納付可能とするための政令改正を行い、2023年3月27日から一部の在外公館において運用開始予定である。

1. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等のオンライン化

ア　外務省が所管している行政手続のうち、APEC・ビジネス・トラベル・カード交付申請手続については、現在、紙の申請書及び関係資料の郵送をもって行われており、郵送された書類を担当職員が整理し、審査しているが、申請数の増加に伴い、進捗管理を含む業務の負担が増加している。そのため、申請のオンライン化を実現することにより、申請者の利便性向上を図りつつ、業務をより効率的に行う必要がある。

イ　また、申請に係る手数料についても、現在は収入印紙での支払いとなっている。印紙を購入して郵送しなければならない申請人の負担を減らすため、オンライン納付のシステムの構築を検討する必要がある。

ウ　APEC・ビジネス・トラベル・カード交付についても、現在は物理カードの発行をもって行われており、カードの製作のために人的リソース等が必要となっている。限られた人員体制の中で更なる業務効率化を図るためにも、また、カード利用者にとっての利便性向上のためにも、物理カードの発行に代えてスマートフォン上のアプリケーションで同カードを表示できるようにすることが求められる。

1. 情報管理関連システム

ア　情報公開法（平成１３年）及び公文書管理法（平成２３年）施行後も、文書管理、秘密文書管理、情報公開の各作業を紙媒体による手作業で実施してきたが、明らかに限界があり非効率的であり、システムによる業務合理化が不可欠である。

イ　紙媒体では、文書の紛失や散逸とともに、廃棄すべき文書（担当官のメモ、未決裁の文書等）が保存されたままになる可能性があり、保存すべき文書が適切に管理されるシステムの構築が必要である。

ウ　文書・公電・メール等、省員が作成する全情報について、作成から移管・廃棄までの流れを電子的に管理し、効率的な文書管理と情報の効果的な利用を促進し省内の業務合理化を支援するシステムを構築した。

エ　また、テレワークやリモートアクセスの利便性を更に高めるための環境整備をより一層進めるとともに、デジタル技術を活用し、これらの文書等を電子的に適切に管理し、情報として効果的に利活用することが必要である。

1. 人事給与システム

政府においては、人事給与業務効率化に向けた改善計画に基づき、府省共通人事給与関係業務情報システム（以下「人給共通システム」という）が導入され、業務の効率化が進められているが、外務省は在外公館勤務職員の人事給与制度の特殊性から人給共通システムを導入せず、独自に構築した「人事給与等関係業務システム」の運用を行っている。

現行システムは運用開始以来、業務担当者が紙媒体・手作業中心として給与計算等を行っているため業務負担が大きく、現在次期システムの構築を進めているところである。

加えて、昨今の国際的な物価高騰、為替相場での急速な円安の進行等による在外職員への手当への影響を踏まえ、現在邦貨建てで支給されている手当を早急に外貨建て支給とするための検討を行っているが、その際、換算や控除を行うためのシステム機能の追加が必要不可欠となっている。

1. 在外経理統合システム

ア　在外公館における経理業務、物品管理業務、現地職員管理業務の効率化及び合理化を図るため、平成21年度から「物品・現地職員管理システム」、平成24年度からは、「在外経理システム」の運用がされている。

これらの3つのシステムに対し、更なる効率化及び合理化を図るべく、平成29年度から平成30年度にかけてシステムの更改及び統合を行い、「在外経理統合システム」（以下、「現行システム」という。）として、平成31年4月よりクライアントサーバ方式にて稼働し、在外公館の日々の経理業務等において必要不可欠なものとなっている。

イ　現行システムの各機器のリースが令和５年９月末で終了し、また、サーバは令和7年3月末で終了となるところ、後継機器の配備や新たなサーバ構築する必要が生じている。

一方、現行システムにおける不具合に対する改修要望やシステム設計の見直し要望も多く寄せられる中で、システム改修するのみでは解決できない問題も生じ、また、在外公館に機器を配備することにより運用・更新経費がかさむといった状況を踏まえ、費用対効果等も考慮し検討を行った結果、リース期間を延長した上で、現行システムに変わるシステム(以下、次世代システム)を開発・運用する必要が生じた。

　次世代システム開発にあたっては、リース延長可能期間等を考慮し、令和6～令和8年度で開発を行い、令和9年度までに運用を開始する必要がある。

ウ　また、次世代システムの開発にあたっては、システム不具合解消、システム設計の見直しの他、昨今のテレワークなどの多様な働き方や新型コロナウイルス感染拡大等によるテレワーク中心での経理処理・電子決裁等への対応、働き方改革、政府全体で進めるデジタル・ガバメントによる一層の事務合理化・効率化等に耐えうるものとするための新しいスペックと機能を備えることが必須である。加えて、事務合理化・効率化のためには省内他システム、府省共通システムとのシームレスなデータ連係も必要不可欠である。

1. 計画目標
2. 領事業務情報システム

ア　旅券発給申請等の手続きについて、2022年（令和４年）６月７日閣議決定の「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、次のとおり進めている。

（ア）　申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化を図るため、旅券法改正及び領事業務情報システム改修によって、2022年度（令和4年度）中に電子申請を開始する。具体的には、国内においてはマイナンバーカードを使用し、マイナポータル上から申請できるようにする。海外においては、マイナンバーカードの国外継続利用が可能となるまではオンライン在留届の登録情報を活用し、アプリから申請できるようにする。

（イ）　マイナンバーカードの公的個人認証機能や顔認証技術による写真照合等により本人確認を行うことで、旅券の切替申請（旅券の残存有効期間が１年未満の有効な旅券を所持する者が新たな旅券の発給を申請する場合に行う申請）手続を電子申請で行う場合には原則として申請時の出頭を免除する。

（ウ）　新規の旅券申請の際に提出を求めている戸籍謄本については、2024年度までに、法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付省略を検討する。これにより切替申請だけではなく新規申請手続も電子申請を行った場合には原則として申請時の出頭を免除する。

KPI：電子申請の割合（2024年度（令和６年度）：30％）

戸籍謄本の添付省略の割合（2025年度（令和7年度）：50％）

イ 新たな査証発給業務体制を構築するために、次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入を実施し、以下について段階的に実現する。

（ア）査証のオンライン申請

（イ）申請者が提出する各種書類の電子化及びシステムへの情報入力等に係る在外公館の作業を軽減し、査証発給業務の効率化を図る。

（ウ）現在旅券に貼付している査証シールの廃止

（エ）渡航認証（事前登録）制度のシステム化（オンライン申請及び渡航認証の発給）

（オ）手数料支払方法の拡充

KPI：査証発給総数のうちオンラインによる申請（観光査証（一次））の割合（2023年（令和5年）：70％）

ウ　在外公館における証明申請のオンライン化については、令和４年度３月からの順次導入に向け、「証明オンライン申請システム」を構築し、申請者の利便性向上、また、証明書の自動作成により行政事務の効率化を図る。

KPI：全ての証明申請のうち、オンラインによる申請の割合（令和 10 年度（2028 年度）：50％）

エ　マイナンバーカードの在外公館での交付等の検討

在外公館でのマイナンバーカード交付等の実現。

オ　令和４年度より順次開始される旅券、査証及び各種証明書のオンライン申請に合わせ、クレジットカード決済による手数料納付を順次開始する。今後、現地でのニーズ等を勘案しつつ、オンライン納付の導入公館を順次拡大していく。これにより、申請者の利便性の向上を図るとともに、現金（印紙・証紙）の管理に係る業務負担を軽減する。

　KPI：領事関係個別行政手続における領事手数料のクレジットカード決済実現の割合。右割合は、各種オンライン申請の申請率や、国内においては旅券電子申請にマイナポータルを活用するため、マイナンバーカードの普及率等に依存することから、これらの今後の推移を見つつ改めて設定する。

1. APEC・ビジネス・トラベル・カード申請交付等

ア　簡易な申請受付サイトを整備し、令和 ４年度（2022 年度）中にウェブサイト上で可能な限り申請できるようオンライン申請の導入を図ることを目標とする。現在、書面の郵送により行われている申請をオンライン上で行えるようにすることで、申請書の誤記入等を減らすとともに、審査の進捗管理等についてもオンライン上で行えるようにする。

イ　申請に係る手数料についても、省令改正を行った上で、領事手数料の納付方法の拡充に向けた取組を参考にしつつ、現在の収入印紙による納付からオンライン納付への移行について検討する。

ウ　省令改正を行った上で、すべての申請者にアプリケーション上で交付を可能とし、同カードがスマートフォン上のアプリケーションで表示できるよう検討する。

KPI：オンラインによる申請率（オンライン申請導入開始初年度：50％）

1. 情報管理関連システム

ア　情報管理関連システムを連携させ、行政文書の管理、情報公開請求業務のより一層の適切な対応を可能とする。

イ　当省の「情報資産集約庫」をなす情報管理システムのＢＣＰ対策として、首都直下型地震により本省サーバ機器等が被災した場合に備え、バックアップシステムを構築する。

ウ　在外公館職員が情報管理システムを利用することにより、諸外国における有事発生に伴う公館退避の際などにおいても、在外公館が管理している行政文書を適切に管理し続けるとともに、情報漏えいのリスクを低減することが可能になる。

エ　当省では、時間、場所、デバイスにとらわれず出張先、自宅等庁舎外から可能な限り必要な業務を行えるよう、オープン・ネットワーク系のメールのクラウド化を始め、省内共有フォルダ・領事ポータルへのリモートアクセスを実現しているが、今後は、情報漏えいのリスクに然るべく対処しつつ、更なるリモートアクセスの機能を拡充するとともに、会議室Wi-Fiの拡充やモバイル端末の拡充等を進め、働き方改革を推進する。

1. 人事給与システム

次期システムでは、既存のパッケージ製品を採用し、現在の業務フローの抜本的な見直しや業務の統廃合・簡素化を進め、電子化へと移行してペーパーレス化を推進することで、業務削減を行う。現在、次期システムの導入実施に向けて調達手続きを進めており、令和７年度からの運用開始を目指している。

KPI：

ア　定量的な目標として、現行システムを基準とした給与担当者の手作業業務量を運用開始直後（設計時）30%削減とし、以降、定期的に製品の研究・設定の見直しを行い、運用開始5年後をめどに70%減とする。

イ　人事担当者の業務についても、人事記録（申告事項）のメンテナンス業務を中心に、運用開始直後5%減として、運用開始5年後をめどに30%まで削減を進める。

1. 在外経理統合システム

次世代在外経理統合システム開発にあたっては、現行システムにおける不具合（特に動作遅延）の解消、費用対効果等を考慮しつつ、クラウド化による運用経費等の削減の可否を含めコンサルタントと調整の上、システム開発の検討を行う。

また、省内他システムや府省共通システムとの共通化やシームレスなデータ連携等を視野に入れた開発、業務合理化・効率化に向けた新たな機能の追加等についても、コンサルタントとの調整の上、システム開発を検討する。

1. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

## デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の３割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機としたガバメントソリューションサービスへ移行について、デジタル庁と連携して検討を進める。

このため、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、ＰＭＯにおいて実施状況を監理する。

## 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつＰＭＯにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

現時点においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）に基づくアナログ的な対応のうち、システム整備・改修を伴う案件は存在しないが、今後システム整備・改修を要する案件が生じた場合には、「一括見直しプラン」の趣旨を踏まえて、

①BPRにより、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。

②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。

③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえて見直しを実施する。

以上